

## 児童手当制度について

### ●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心者。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、継続的に所得の多い方になります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので、上三川町役場では申請できません。

### ●児童手当の月額(令和2年度)

対象区分	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
所得制限超世帯	5,000円(特例給付)

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### ●所得制限(令和2年度)

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960.0
4	774	1,002.1
5	812	1,042.1

※法律上の婚姻によらずに父または母となり、前年(1月～5月分)の児童手当は前々年の12月31日及び申請日現在において婚姻(事実婚を含む)していない方は、一定の要件を満たす場合に、児童手当の支給について、寡婦(夫)控除があるものとして所得の額の計算を行うことができます。

### ●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

### ●申出による徴収

上三川町では受給者の申出により、児童手当から保育料・学校給食費の徴収を行っております。

### ●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になりますので、住民課までお越しください。届出が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### ●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※上記については、今年度の制度内容となります。  
制度に変更がありましたら、改めてお知らせします。

▶ 問い合わせ先 = 子ども家庭課 子育て係 ☎ 569130

## 令和3年度 放課後児童クラブ利用申込について

放課後児童クラブは保護者の方が就労等により昼間ご家庭にいないため、家庭で保育を受けられない小学校の児童のための施設です。

つきましては、令和3年度の利用申込を下記のとおり開始します。

- ▶ 申込受付期間=12月1日(火)~12月25日(金) (土・日・祝日を除く)
- ▶ 受付場所=役場1階 子ども家庭課 子育て係窓口又は各学童クラブ
- ▶ 受付時間=[子ども家庭課の場合]午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く)  
[各学童クラブの場合]各小学校下校時~午後6時
- ▶ 提出書類=
  - ①放課後児童クラブ利用許可申請書(別記様式第1号)
  - ②就労証明書(別記様式第2号)又は自営業・農業申告書(別記様式第3号)
    - ※就労証明書又は自営業・農業申告書を提出する場合は、就労終了時間が午後3時以降の証明書であることが必要です。(長期休業期間のみの利用を予定している場合は、就労終了時間が午後3時以前の証明書で構いません。)
    - ※対象者については、両親及び65歳未満の同居の祖父母(世帯が分かれていても、同住所の場合は同居扱いとします。)全員分が必要です。
    - ※上記以外(出産・障害・疾病・介護等)が理由で、児童をみる事が出来ない場合は、そのことを証する書類を添付してください。
  - ③保育料減免申請書(別記様式第10号) (減免対象保護者のみ提出)
    - ▶ 申請書類について=申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。
    - ▶ 注意事項=利用の許可に関して、受付期間内に申し込まれた方については先着順ではありません。受付期間を過ぎて申し込みをされた場合、受付期間内に申し込まれた方が優先となりますのでご了承ください。

▶ 問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎ 569130

## 漏水にご注意を

「水の使い方は普段と変わらないのに水道の使用量が前回の検針時に比べて著しく多くなった…」こういった場合、ご自宅敷地内の水道管から漏水が発生している可能性があります。

発見が遅ればそれだけお客様のご負担が増えることとなりますので、早期発見・早期修繕することが大切です。

### 宅内漏水の見つけ方

ご家庭でお使いになっている全ての蛇口を閉めた状態で水道メーターを確認し、パイロット(写真内矢印参照)が回り続けている時は、水道メーターから先の部分で漏水が発生している可能性がありますので、町指定の給水装置工業者に修理を依頼してください。この際の修理費用はお客様の負担となります。指定工事業者についてはホームページや役場窓口でご確認いただけます。

なお、地下や床面内部等の目に見えない水道管からの漏水の場合、修理を行った指定店の証明によって漏水時の水道料金を一部減免する制度(漏水減免制度)がございます。

詳しくは上下水道課までお問い合わせください。



▶ 問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎ 569168